

令和 4 年 10 月 21 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

医療法人の名称 NO・ZA・KI

理事長 佐野 乃里江

乃里江

決 算 届

令和 3年 9月 1日から令和 4年 8月 31日までの決算を終了しましたので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 3年 9月 1日 至令和 4年 8月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 NO・ZA・KI

- ① ☐財団 ☐社団(☐出資持分なし ☒出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ☒その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用

(2) 事業所の所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

(3) 設立認可年月日 平成15年11月25日

(4) 設立登記年月日 平成15年12月12日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	診療所
施設の名称	野崎歯科医院
開 設 場 所	三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2
認可病床数	なし

(2)当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 10月 21日 令和2年度決算の決定

令和 4年 8月 18 日 令和 4年度事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 NO・ZA・KI

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

財 産 目 録
(令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	171,438,720円
2. 負 債 額	46,963,025円
3. 純 資 産 額	124,475,695円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	74,699
B 固 定 資 産	96,739
C 繰 延 資 産	
D 資 産 合 計 (A+B+C)	171,438
E 負 債 合 計	46,963
F 純 資 産 (D-E)	124,475

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■ 賃貸 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□法人所有 □ 賃貸 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 NO・ZA・KI
所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

0447

貸借対照表
(令和 4年8月31日現在)

ひ (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	74,699,634	I 流 動 負 債	13,390,838
II 固 定 資 産	96,739,086	II 固 定 負 債	33,572,187
1 有形固定資産	43,237,083	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	2,433,384	負債合計	46,963,025
3 その他の資産	51,068,619	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
III 繰 延 資 産	0	I 資 本 金	10,000,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	114,475,695
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	124,475,695
資 産 合 計	171,438,720	負債・純資産合計	171,438,720

法人名 医療法人 NO・ZA・KI

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚290番地の2

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位:円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	163,449,914
2 事業費用	23,779,345
本体業務事業損益	139,670,569
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	120,946,236
附体業務事業利益	
事業利益	18,724,333
II 事業外収益	4,233,436
III 事業外費用	0
経常利益	22,957,769
IV 特別損益	112,205
V 特別損失	12
税引前当期純利益	23,069,962
法人税等	5,366,779
当期純利益	17,703,183

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 NO・ZA・KI

理事長 佐野 乃里江 殿

私は、医療法人 NO・ZA・KIの令和3年会計年度(令和3年9月1日から令和4年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 10月 21日

医療法人 NO・ZA・KI

監 事 佐野 義和